

新潟県条例第92号

新潟県小規模企業の振興に関する基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 基本的施策（第7条―第15条）

第3章 雑則（第16条）

附則

本県の中小企業は、地域の経済や雇用を支える担い手として大きな役割を果たしている。

食やエネルギーに関連する基盤を有し、機械や金属加工、生活関連産業など本県の得意とする分野において、多くの中小企業群を持つことが本県産業の大きな強みである。これら中小企業は、卸売・小売業、製造業、建設業など様々な業種の企業が相互に支え合いながら、新たな事業や商品、役務を生み出すとともに、地域における新たな雇用を創出するなど、地域経済の活性化の源となる存在である。今後も本県産業は、地域に根差した中小企業の事業活動に支えられ、更に次世代産業の創出等を通じ、一層飛躍していく可能性を秘めている。

しかしながら、本県産業は、人口減少や高齢化、経済活動の国際化などによる競争の激化等の構造変化に直面しており、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱え、厳しい経営環境にある。特に、経営資源の確保が困難な小規模企業については、成長発展のみならず、事業の持続的発展を図ることが必要である。

こうした状況に鑑み、私たちは、中小企業の振興が本県産業の発展に必要な不可欠であることを改めて認識し、本県の中小企業の振興、とりわけ小規模企業の振興を通じて、地域経済の活性化及び県民生活の向上の実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、成長発展のみならず、事業の持続的発展を図り、もって地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業に係る団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他小規模企業者を支援する団体をいう。

（基本理念）

第3条 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営の向上及び改善に対する主体的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

2 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下に行われなければならない。

3 小規模企業の振興は、県、国、市町村、小規模企業者及び小規模企業に係る団体等が相互に連携するとともに、県民が協力することを基本として行われなければならない。

4 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源の確保が困難であることに鑑み、その経営の規模及び形態に応じ、十分な配慮がなされることを基本として行われなければならない。

（県の責務及び市町村への協力）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するものとする。

（小規模企業者の努力）

第5条 小規模企業者は、基本理念にのっとり、主体的に経営の向上及び改善を図るよう努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、他の小規模企業者又は地域の多様な主体と連携するよう努めるものとする。

（小規模企業に係る団体の役割）

第6条 小規模企業に係る団体は、基本理念にのっとり、小規模企業者の経営の向上及び改善に資するため、積極的な支援に努めるとともに、相互に連携するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(商品及び役務の販路開拓)

第7条 県は、小規模企業者の経営の向上及び改善を図るため、新たな商品又は役務の開発に対する支援、販路を開拓するための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(新事業展開の促進)

第8条 県は、小規模企業者による新たな事業展開の促進を図るため、小規模企業者がその事業基盤を県内に維持しつつ行う国内外における事業展開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業承継及び創業への支援)

第9条 県は、小規模企業者の事業が承継され、本県産業の維持継続が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、小規模企業の創業を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第10条 県は、小規模企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者と小規模企業者以外の者との連携の促進)

第11条 県は、小規模企業の振興に関する施策を効果的かつ効率的に実施するため、小規模企業者と小規模企業者以外の者との連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(資金の円滑な供給)

第12条 県は、小規模企業者に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の小規模企業の振興に関する施策)

第13条 県は、第7条から前条までに定めるもののほか、小規模企業の振興に関し必要な施策を講ずるものとする。

(施策の効果的な推進)

第14条 県は、小規模企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、その施策を定期的に見直すものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。